

# 社会福祉法人新形愛育会役員報酬等支給規程

## （目 的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人新形愛育会（以下「法人」という。）役員並びに新形保育園苦情解決制度（以下「苦情解決制度」という。）第三者委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （報 酬）

第 2 条 役員には、勤務実態に即して報酬を支給する。

ただし、当法人が経営するこども園の職員を兼ねる役員並びに苦情解決制度第三者委員には支給しないものとする。

2 報酬は現金で支給する。

## （報酬の額）

第 3 条 報酬の額は、別表1のとおりとする。

2 年度の途中において就任又は退任したときは、在任の月数により報酬額を按分して支給するものとする。

## （報酬の計算期間）

第 4 条 報酬の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

## （報酬の支給日）

第 5 条 報酬の支給日は、3月とする。

2 年度の途中において退任したときは、退任した月に支給するものとする。

## （費用弁償）

第 6 条 役員並びに苦情処理解決制度第三者委員には、当法人の業務執行のため会議等に参加したときは、出席に要する費用を弁償する。

ただし、当法人が経営するこども園の職員を兼ねる役員並びに役員及び職員の旅費に関する規程を適用し出張したときは支給しないものとする。

## （費用弁償の額）

第 7 条 費用弁償の額は、別表2のとおりとする。

## （費用弁償の支給日）

第 8 条 費用弁償の支給日は、第6条による支払い事由の発生した日とする。

(補 則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、役員報酬等支給に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。
- 2 昭和62年4月1日施行の役員報酬支給規程は、平成14年11月30日をもって廃止する。  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
この規程は、一部変更し令和4年4月1日から施行する。

別 表 1

職 名	報 酬 の 額	摘 要
理 事 長	60,000円	年額
業務執行理事	30,000円	年額
理 事	3,000円	年額
監 事	3,000円	年額

別 表 2

費用弁償の額	1,000円	一回当たりの金額
付 記 利用する交通手段等とは関係しないものとする。		